

都市計画課

議案第59号

港区景観条例の一部を改正する条例について

資料一覧

資料番号	資料名	ページ
資料①	改正概要	2
資料②	新旧対照表	3

議案第59号

港区景観条例の一部を改正する条例について

1 背 景

港区景観審議会（以下「審議会」といいます。）は、令和7年度の1年間をかけて歴史的建造物等を守る仕組みづくりに関する提言書を取りまとめる予定としています。

同一の委員構成で検討を進めることで、審議の継続性が保たれることから、令和5年8月1日に委嘱され、令和7年7月31日をもって2年間の任期を満了する委員について、令和7年度末まで任期を延長します。

2 改正内容

令和5年8月1日に委嘱された審議会の委員の任期を、第24条第4項の規定にかかわらず、令和8年3月31日までとする任期の特例を定めます。また、その他規定を整備します。

3 施行期日

公布の日

港区景観条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(前略) (港区景観審議会) 第二十四条 (略) 2 審議会は、区長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について、区長に意見を述べるものとする。 一 第七条第三項、第九条、第十六条第一項及び第三項、第十七条並びに第二十条の規定により定められた事項 二 (略) 3・4 (略) (中略) 付 則 1 4 (略) (委員の任期の特例) 5 第二十四条第三項の規定により令和五年八月一日に委嘱された審	(前略) (港区景観審議会) 第二十四条 (略) 2 審議会は、区長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について、区長に意見を述べるものとする。 一 第七条第三項、<u>第九条第一項</u>、<u>第十六条第一項</u>及び第三項、第十七条並びに第二十条の規定により定められた事項 二 (略) 3・4 (略) (中略) 付 則 1 4 (略)

議会の委員の任期は、同条第四項の規定にかかわらず、令和八年三月三十一日までとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。